

阿賀野市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約（案）

阿賀野市地域公共交通協議会規約の一部を次のように改正する。

別表法第 6 条第 2 項第 3 号委員の部その他必要と認める者の款阿賀野市の構成員に、社会福祉課長を追加する。

附 則

この規約は、令和 7 年 3 月 26 日から施行する。